
第4章

障害のある人に係る施策の展開

(第5次東大和市障害者計画)

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	1-1 障害者差別解消法に基づく取組	重点施策 1
	1-2 障害者虐待防止対策の実施	重点施策 1
	1-3 障害のある人の意思決定支援の推進	
2 相談支援体制の充実	2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施	
	2-2 身体・知的障害者相談員の設置	
	2-3 精神保健福祉相談(一般相談)	
	2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実	
	2-5 難病患者の相談支援の充実	
	2-6 発達障害のある人の相談支援の充実	
	2-7 障害のある人の介護者への相談支援の充実	
3 関係機関のネットワーク構築	3-1 地域自立支援協議会の設置・運営	
	3-2 地域生活支援拠点の整備・充実	重点施策 2
	3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営	重点施策 3
	3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催	
	3-5 事業所連絡会の設置・運営	

施策の方向

1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害者差別解消法 に基づく取組 〔継続〕 重点施策1	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害のある人への合理的配慮を行います。 また、障害のある人、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	職員向け研修会を4回実施したほか、各種イベント等においてリーフレットの配布を実施した。 自立支援協議会生活部会で、民間事業者に合理的配慮に取り組んでいただく「インクルーシブ事業者推進事業」の試行をした。 市内の27の部署において、事業実施時の手話通訳者設置及び音声版発行物の作成、その他の合理的配慮に取り組んだ。	市民や民間事業者への周知と合理的配慮の一層の推進 各部署における合理的配慮の推進	障害福祉課 各課
1-2 障害者虐待防止対策の実施 〔継続〕 重点施策1	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターにおいて通報受理、事実確認等を行った。東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議に出席し、情報交換を行った。 支援者向けに虐待防止研修会については、開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	虐待事案への適切な対応と虐待防止のための周知・啓発	障害福祉課
1-3 障害のある人の意思決定支援の推進 〔継続〕	障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。 また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、事業者等への周知をさらに進めます。	ケース会議等の際に障害のある人の意思決定を配慮した援護の実施に努めた。 事業者向け研修会を虐待防止研修に合わせ実施予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	障害福祉サービス提供における意思決定支援の徹底	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	成年後見制度利用支援事業 →p.101 重点施策1	成年後見制度の申立てに要する費用(鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部)を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業 →p.102	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
地域福祉計画	成年後見制度利用支援体制の充実	成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)が実施している成年後見制度の利用相談を推進します。
	権利擁護支援の推進	社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業による、判断能力に不安のある方への支援を推進します。「あんしん東大和」を中心とした相談支援体制づくりに取り組み、連携のとれた支援につなげます。 障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待対策に取り組みます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

2 相談支援体制の充実

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害のある人や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-1 障害のある人への 総合的な相談支援 の実施 〔修正〕	身体障害者手帳、愛の手帳を交付された人や家族に対して総合的な相談支援を実施します。 また、精神保健福祉手帳申請受理・交付に際して相談支援を実施します。	身体障害のある人： 1,429件 知的障害のある人： 183件 精神障害者保健福祉手帳の申請受理件数： 613件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-2 身体・知的障害者 相談員の設置 〔継続〕	障害当事者、家族または支援者が相談員となり、身近な地域で、障害のある人の日常生活や各種サービス利用等の相談に応じます。	身体障害者相談員への相談件数： 383件 知的障害者相談員への相談件数： 4件	相談活動の充実	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-3 精神保健福祉相談 (一般相談) 〔継続〕	<p>通院している在宅の精神障害のある人及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、斡旋の相談を行います。</p> <p>なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。</p>	相談件数:1,804件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実 〔継続〕	<p>事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受け、高次脳機能障害となった人やその家族に対し、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。</p>	相談件数:16件	相談支援の充実	障害福祉課
2-5 難病患者の相談支援の充実 〔継続〕	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。</p> <p>在宅療養中の人については、保健所と連携して支援をします。</p>	相談件数:19件	相談支援の充実	障害福祉課
2-6 発達障害のある人の相談支援の充実 〔継続〕	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。</p> <p>また、発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関との情報交換を行い、相談支援の充実を図ります。</p>	<p>相談件数:84件</p> <p>庁内の関係機関の担当者を構成員とした発達障害者支援連絡会を2回開催し、本市における発達障害者支援の課題について検討した。</p>	相談支援の充実 関係機関の連携強化	障害福祉課
2-7 障害のある人の介護者への相談支援の充実 〔修正〕	<p>障害のある人を介護している人に対して、介護に必要な情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援を行います。</p> <p>また、介護者同士の交流を深めるための事業を実施します。</p>	<p>総合福祉センターは～とふるでケアラー支援事業を実施した。</p> <p>交流事業・講演会 実施回数:6回 参加人数:106人 相談件数:17件</p>	相談支援の充実 介護者同士の交流	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	基幹相談支援センター事業の推進 →p.100 重点施策2	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、身体・知的・精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行います。
	地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.100	地域活動支援センターにおいて、福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助等を行います。
障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援 →p.89、94	障害者総合支援法に基づく計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援を実施します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画・障害児福祉計画)を参照

3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 地域自立支援協議会 の設置・運営 〔継続〕	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場を設置・運営します。	全体会委員数 16人 全体会:4回 生活部会:6回 就労部会:5回 相談部会:11回 防災・防犯部会:5回 地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチーム:5回 (各部会において開催したセミナー等を含む。)	地域課題に対する 取組強化	障害福祉課
3-2 地域生活支援拠点 の整備・充実 重点施策2	障害のある人が高齢化・障害が重度化してもなお、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点を整備し、地域の関係機関と連携しつつ機能の充実を図ります。	地域生活支援拠点等整備方針に基づき、令和2年度からの整備を目指し、プロジェクトチームでの検討を進めた。	地域生活支援拠点 の機能の充実	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営 重点施策3	精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らし続けられるよう、医療、障害・介護、社会参加等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、関係機関による検討会議を設置・運営します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害のある人の支援を推進します。	精神保健福祉関係者連絡会議において検討を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を発足させた。	検討会議でシステム構築に向けた協議を進める。	障害福祉課
3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 〔継続〕	精神障害のある人への支援のため、関係機関の連絡会議(精神保健福祉関係者連絡会)及び地域生活支援センター、市の二者会、保健所、地域生活支援センター、市の三者会を定期的で開催します。	精神保健福祉関係者連絡会:6回開催 精神保健福祉業務連絡会:12回開催 障害福祉課、地域生活支援センター連絡会:12回開催	連携の推進	障害福祉課
3-5 事業所連絡会の設置・運営 〔継続〕	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。 また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげます。 居住系: 障害者グループホーム連絡会 居宅系: 東大和市訪問居宅介護事業者連絡会(つつじネットワーク) 相談支援: 地域自立支援協議会相談部会 ※その他は随時開催	事業所連絡会を実施した。(居住系:6回) 相談支援事業所連絡会は、地域自立支援協議会相談部会として実施した。 居宅系サービス事業所連絡会は、東大和市訪問居宅事業者連絡会(つつじネットワーク)として実施した。	障害福祉サービスの質の向上	障害福祉課

《参考》地域生活支援拠点での取組項目（再掲）

機能	取組項目
相談	相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上 →p.45 基幹相談支援センター事業の推進 →p.100 地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.100
緊急時の受入・対応	緊急一時保護及び支援事業 →p.49
体験の機会・場	自立体験事業 →p.49
専門的人材の確保・育成	事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成 →p.45
地域の体制づくり	高齢者ほっと支援センターとの連携 →p.67 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 →p.67

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るための各種サービスの充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供	
	1-2 適正な障害支援区分の認定	
	1-3 障害福祉サービスへの苦情対応	
	1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備	
	1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援	
	1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成	重点施策 3
	1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	
	1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給		
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業	
	3-2 おむつ支給事業	
	3-3 食事サービス事業	
	3-4 電話料助成事業	
	3-5 重度脳性麻痺者介護事業	
	3-6 身体障害者補助犬の貸与事業	
	3-7 緊急一時保護及び支援事業	重点施策 2
	3-8 自立体験事業	重点施策 2
4 情報・コミュニケーションの支援	4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実	
	4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置	
	4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上	
	4-4 障害特性に応じた投票環境の整備	
	4-5 情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営	
5 移動・外出のための支援	5-1 福祉タクシー事業	
	5-2 ガソリン費助成事業	
	5-3 都営交通無料乗車券の発行	
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付	
	6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付	
	6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理	
	6-4 心身障害者(児)医療費助成	
	6-5 難病等医療費助成の申請受理	
	6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	
	6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理	
	6-8 補装具費の給付	
	6-9 中等度難聴児発達支援事業	
	6-10 障害のある人の歯科診療の実施	
7 手当等の支給	7-1 心身障害児福祉手当	
	7-2 心身障害者福祉手当	
	7-3 難病患者福祉手当	
	7-4 原爆被爆者見舞金	

1 サービス利用支援

障害のある人が、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめとした各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、周知・情報提供、サービス提供事業所の運営の健全化に係る指導・助言及び支援等を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供 〔修正〕	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度の周知と利用支援を行います。 また、日常生活の支援その他のサービスが適切に利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課窓口で制度の周知に努めた。 サービス利用については窓口で相談に応じるとともに、指定相談支援事業所等と連携を図ってサービス利用の支援を行った。	サービス利用支援の充実	障害福祉課
1-2 適正な障害支援区分の認定 〔修正〕	障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した者が行います。	審査会委員数:12人 開催回数:13回 審査件数:163件	適正な障害支援区分の認定	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 〔継続〕	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	事業者に対する苦情に随時対応をした。	迅速かつ適切な苦情対応	障害福祉課
1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備 〔継続〕	東京都が行う指導検査への立会い等を通じて、事業者への指導を実施します。 東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図ります。	指導検査(東京都と合同):1回 東京都の指導検査への立会い:1回	指導検査体制の充実	福祉推進課
1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援 〔継続〕	日中活動系サービス、グループホーム及び短期入所事業所について、東京都の補助や加算を活用して受審を支援します。	日中活動系サービス受審事業所数:2か所	受審事業所の増	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-6 事業所の確保及び 障害福祉人材の確保・養成 〔修正〕 重点施策3	障害福祉サービス等の利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業者からの事業開始等の相談に応じます。 また、サービス従業者養成研修等を実施し、人材の確保・養成に努めます。	随時、事業所からの事業開始等の相談に応じた。 グループホーム事業者連絡会において企画委員を募り、人材育成のための講座の企画・運営を行った。 移動支援従業者養成研修事業を実施した。	適切な事業所整備 障害福祉サービス等の人材確保・養成	障害福祉課
1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	障害のある人が適切にサービスを受けられるよう、東京都等が開催する各種研修に障害福祉関係職員が参加し、資質の向上に努めます。	社会福祉主事任用資格取得講習の受講 障害支援区分認定調査員研修の受講 各種専門研修への参加	研修受講による資質の向上	障害福祉課
1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	市内における相談支援事業所の整備を促すとともに、地域自立支援協議会相談部会等を通して相談支援専門員の資質向上を図ります。	令和2年度の事業所開設に向けて協議をした。 相談部会で相談支援専門員研修を実施した。	相談支援事業所の整備 相談支援専門員の資質向上	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	福祉サービス苦情相談窓口の運営	社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」において、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。 また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援していきます。
	利用者の立場に立った福祉サービスの推進	福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。 健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人や運営事業者に対し指導検査を行います。

2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給

障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	訪問系サービス →p.80	
	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。
	重度障害者包括支援	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系サービス →p.82	
	生活介護 重点施策2	常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。B型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。
	療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

計画名	項目	内容
障害福祉計画	居住系サービス →p.87	
	共同生活援助 重点施策②	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
	相談支援サービス →p.89	
	計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
	地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

3 日常生活の支援

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 寝具乾燥等事業 〔継続〕	乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 対象者： 障害がある人の単身世帯または夫婦を含む世帯(子どもが成人している場合を除く)で、1級～3級(「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く)の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている人で、寝具の自然乾燥が困難な人	乾燥:4世帯 水洗い:4世帯	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-2 おむつ支給事業 〔継続〕	紙おむつ(1か月当たり45枚以内)を支給します。尿とり用パットを希望する人には、1日当たり2枚以内で支給します。 対象者： 2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた人(3歳以上65歳未満)が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合	利用者数:52人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 食事サービス事業 〔継続〕	年未年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。 対象者： 2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、もしくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯	利用者数:10人 配食数:821食	適切な給付の継続	障害福祉課
3-4 電話料助成事業 〔継続〕	コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料(基本料金と通話料300円まで)を助成します。 対象者： 18歳以上で聴覚障害のある人または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、外出困難な人	利用者数 貸与:6人 助成:7人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-5 重度脳性麻痺者介護事業 〔継続〕	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数:7人	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-6 身体障害者補助犬 の貸与事業 〔継続〕	都内におおむね1年以上居住している身体障害のある人で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた人に、補助犬を無償で給付します。 視覚障害(1級):盲導犬 肢体不自由(1・2級):介助犬 聴覚障害(2級):聴導犬	利用者数:0人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-7 緊急一時保護及び 支援事業 重点施策2	在宅で障害のある人を介護している家族等が疾病等の事由により、在宅での養護が困難となった場合やひとり暮らしの障害のある人が急激な環境の変化等で在宅生活が困難となった場合、施設での一時的な保護や本人宅等での一時的な支援を行います。	地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチームで、緊急一時保護事業の拡充を検討した。	緊急一時保護事業の拡充(施設及び対象者) 緊急一時支援事業の実施	障害福祉課
3-8 自立体験事業 重点施策2	将来、地域でひとり暮らしやグループホームでの生活を考えている人が、将来の自立生活に備えて自立生活の体験を施設等でいえるよう支援します。	地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチームで、自立体験事業(施設型)の実施を検討した。	自立体験事業の実施	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	住宅入居等支援事業(居住サポート事業) →p.101	不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
	日常生活用具給付等事業 →p.103	障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
	地域生活支援センター →p.104 重点施策3	創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。
	訪問入浴サービス事業 →p.105	入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
	日中一時支援事業 →p.106	障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	住宅設備改善費給付事業 →p.107	重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

4 情報・コミュニケーションの支援

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」との障害者基本法の理念に基づき、情報取得やコミュニケーションが困難な人に対して、社会生活を営むための環境整備や障害特性に応じた配慮、支援を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への 情報提供の充実 〔修正〕	視覚障害のある人に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはデイジー方式によるパンフレット等を作成します。 聴覚障害のある人等に向けた表現のわかりやすいパンフレット等を作成します。	視覚障害者向け障害福祉サービスガイドを更新し、音声コードを付した。デイジー版の作成は、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に当たったため作成業務を実施できなかった。 各課において発行物の音声版作成に取り組んだ。	視覚障害・聴覚障害のある人等に配慮した情報提供の拡充	障害福祉課 各課
4-2 市主催事業等への 手話通訳者の設置 〔継続〕	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	総設置時間数:325時間	総設置時間の増	各課
4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 〔継続〕	ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上を目指します。	平成30年度に引き続き、誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上に取り組んだ。	継続	秘書広報課
4-4 障害特性に応じた投票環境の整備 〔継続〕	障害のある人が円滑に投票することができるよう、障害特性に応じた投票環境の整備に努めます。	平成31年4月執行の東大和市議会議員及び市長選挙の選挙公報について、視覚障害のある人を対象に音声版選挙公報を配布した。	障害特性に応じた投票環境整備の拡充	選挙管理委員会事務局
4-5 情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営	情報取得やコミュニケーションが困難な人に対する環境整備や支援の拡充のための協議の場を設置・運営します。	—	支援拡充のための協議を進める	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣) →p.102	手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
	コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業) →p.102	視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・市議会だよりを希望者に配付します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。
	コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) →p.102	公共施設等に手話通訳者を設置します。
	コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) →p.102	一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

5 移動・外出のための支援

移動や外出が困難な障害のある人に対して、福祉タクシー、ガソリン費助成等の経済的支援のほか、必要なサービスや制度を整えます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
5-1 福祉タクシー事業 〔継続〕	市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券(500円)を、月5枚を単位として交付します。(ガソリン費助成との併給は不可) 対象者: 上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた人	助成対象者数:1,032人 助成枚数:39,976枚	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
5-2 ガソリン費助成事業 〔継続〕	日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。(福祉タクシーとの併給は不可) 対象者: 上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた人で自動車を所有する人または、障害のある人のために使用する自動車の所有者で、障害のある人と生計を一にする人	助成対象者数:650人	適切な給付の継続	障害福祉課
5-3 都営交通無料乗車券の発行 〔継続〕	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、都営交通を利用する際に無料で乗車できる無料乗車券を発行します。	発行件数: 身体・知的他:392件 精神 95件	適切な給付の継続	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	移動支援事業 →p.104	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
	自動車運転免許取得費助成事業 →p.106	自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業 →p.106	自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域福祉計画	公共交通の連携と移送サービスの充実	NPO 法人などが行う移動制約者のための有償の移送サービスについて、申請の相談など、団体の活動支援に努めます。 移送サービスを行う活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。 コミュニティバス(ちょこバス)の運行状況の検証を行いながら、利便性の向上に努めます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 〔継続〕	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数:53人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 〔継続〕	身体障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数:10人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数:2,498件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-4 心身障害者(児)医療費助成 〔継続〕	2級以上(ただし、内部障害は3級以上)の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65歳以上の新規申請を除く)	年度末受給者数:806人	適切な助成の継続	障害福祉課
6-5 難病等医療費助成の申請受理 〔継続〕	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:1,107件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:98件	申請受理を適切に行う	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神疾患のため精神科病棟で入院治療を必要とする18歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数:3件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-8 補装具費の給付 〔継続〕	身体障害のある人や児童の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害のある人や児童の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。 視覚障害のある人: 盲人安全杖、眼鏡、義眼 聴覚障害のある人: 補聴器 肢体不自由者: 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 意思伝達困難な重度障害のある人: 重度障害者用意思伝達装置	給付件数 成人:189人 児童:60人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-9 中等度難聴児発達支援事業 〔継続〕	身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の人(中等度難聴児)に、補聴器の購入に要する費用を助成します。	利用者数:1人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-10 障害のある人の歯科診療の実施 〔継続〕	在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害のある人等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図ります。	在宅訪問歯科診療を定着させるため、歯科医療連携事業のPRとして、「なんでも聞こう無料歯科相談」を実施した。(R1.6.2) 「健康のつどい」にてチラシ配布等により事業のPRを行った。 (歯科医療連携推進会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)	歯科医療連携推進事業の充実	健康課

7 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害のある人への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	対象者・内容	所管
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している人 重度:月額52,500円 中度:月額34,970円	国
障害児福祉手当	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,880円	国
児童育成手当(障害)	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している人 月額15,500円	都
特別障害者手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある人で常時介護を必要とする人 月額27,350円	国
心身障害者福祉手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の人 月額15,500円	都
重度心身障害者手当	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する人で常時複雑な介護を必要とする人 月額60,000円	都
心身障害者扶養共済	加入資格:障害のある人の保護者(都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること) 障害のある人の範囲: ①知的障害のある人、②身体障害のある人(1～3級)、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の人 年金月額:20,000円(口数追加加入者は40,000円)	国

当市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。また、被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
7-1 心身障害児福祉手 当 〔継続〕	20歳未満の、身体障 害者手帳1～4級程度、 愛の手帳1～4度程度の 障害のある児童を養育 している人に手当を支給 します。 月額6,100円	受給者数:229人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-2 心身障害者福祉手 当 〔継続〕	20歳以上で、身体障 害者手帳3～4級程度、 愛の手帳4度程度の人 に手当を支給します。 (65歳以上で新規に手 帳取得・障害更新した人 は除く) 月額6,100円	受給者数:659人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-3 難病患者福祉手当 〔継続〕	難病医療法による医 療費助成を受けている 人、東京都難病患者医 療費助成を受けている 人及び難病医療費助成 の対象疾病にかかり小 児慢性疾患医療費助成 を受けている人に手当 を支給します。(65歳以 上の新規申請は除く) 月額5,100円	受給者数:314人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-4 原爆被爆者見舞金 〔継続〕	被爆者健康手帳を所 持している人に見舞金 を支給します。	受給者数:16人	適切な手当の支給	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

施策の体系

施策の方向	主な取組
1 障害のある子どもへの支援	1-1 発達障害の早期発見と支援
	1-2 障害のある児童の保育
	1-3 障害のある児童の療育
	1-4 障害のある児童の学童保育
	1-5 就学相談の充実
	1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助
	1-7 特別支援教育の推進
	1-8 都立特別支援学校との連携強化
	1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築
	1-10 医療的ケア児の支援体制の整備
2 就労の支援	2-1 就労支援事業の充実
	2-2 市役所内実習、職場体験実習
	2-3 福祉就労から一般就労への移行促進
	2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進
	2-5 障害者就労施設への支援
	2-6 市内事業者における雇用の促進
	2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進
	2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等
3 生涯学習と社会参加の支援	3-1 学習機会の保障
	3-2 障害者青年教室の開催
	3-3 障害のある人向け図書館サービス
	3-4 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発

1 障害のある子どもへの支援

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害のある児童・人の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 発達障害の早期発見と支援 〔継続〕	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。	各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めた。 5歳児健康診査 実施回数18回 受診児数645人 フォロー体制を充実するため発達健診やフォローグループの紹介をした。 発達健診回数:26回 受診児延べ数:143人 健診後フォローグループ紹介 1歳6か児健診後:38人 3歳児健診後:16人	健康診査の充実	健康課
	就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引き継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。 幼稚園・保育園の依頼に応じ、在籍する未就学児の発達障害の早期発見に努めます。	就学支援シート回収数:142部(新1年生総数743名) 巡回指導員・巡回相談員による相談件数の総数:776件	就学支援シート回収率:20% 就学前機関の巡回件数:150件	教育指導課
1-2 障害のある児童の保育 〔継続〕	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	25施設中20施設で、集団保育が可能な障害のある児童について受け入れを行っている。	集団保育が可能な障害のある児童の保育の実施	保育課
1-3 障害のある児童の療育 〔継続〕	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園で障害のある児童の療育を継続して実施した。 出席延児童数:2,424人	就学前の障害のある児童に療育を実施する。	保育課
1-4 障害のある児童の学童保育 〔継続〕	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 障害のある児童の枠(人数)を設けず入所基準を緩和し、希望のあった児童の受け入れを実施します。	11施設で31名を受け入れた。	継続	青少年課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-5 就学相談の充実 〔継続〕	特別な教育的支援を必要とする全ての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるように、自立と成長に必要な教育の場(専門性・環境)についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学支援委員会開催回数: 24回 相談者数:159名	継続	教育指導課
1-6 通常学級における 障害のある児童・ 生徒の介助	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等の介助に努めます。	—	適切な介助	教育総務課
1-7 特別支援教育の推 進 〔継続〕	特別支援教育の理解を深めるため、保護者・市民への周知・啓発を図ります。 また、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援学級での指導の専門性を高めるために、特別支援学校と連携した取組を行う等、特別支援教育の推進体制を整備していきます。	教員向け研修の実施回数: 9回 市内小中学校への巡回 等対応件数:471回 羽村特別支援学校・武蔵 村山市教育委員会共催 による特別支援教育理 解啓発講演会の実施(テ ーマ「実践的な支援の方 法を学ぶ」参加者数 149名)	小・中学校への 巡回件数:500件	教育指導課
1-8 都立特別支援学校 との連携強化 〔継続〕	都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。 また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。	地域別懇談会及び個 別支援会議へ出席した。	地域別懇談会への 出席 個別支援会議への 出席	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-9 障害のある子どもの 切れ目のない支 援体制の構築 〔継続〕	障害(発達障害を含 む)のある子どもの乳幼 児期から学校卒業後の 円滑かつ継続的な支援 を行うため、医療、保健、 福祉、教育、労働等の機 関の連携による相談・支 援体制の構築を目指し ます。	乳幼児期から小学校 就学に向けた相談窓口 の紹介や教育機関との 連携を継続した。	相談・支援体制の 構築の検討	健康課
		東大和市要保護児童 対策地域協議会のもと、 必要に応じて個別ケース 検討会議を開催した。 また、障害(発達障害 を含む)のある子どもの 支援について、関係機関 主催の会議に出席した。	適切な相談支援の 実施	子育て支援課
		発達障害者支援連絡 会に参加し、庁内の関係 機関の情報交換・連携を 図った。	庁内の関係機関の 情報交換・連携を 図る。	保育課
		発達障害者支援連絡 会を年2回開催し、庁内 の関係機関の情報交換・ 連携を図った。	関係機関の連携体 制の構築	障害福祉課
		子ども支援員派遣回数: 派遣人数 12名/派遣 回数 859回 発達障害者支援連絡会 の出席 特別支援教育検討委 員会において「学校生活 支援シート」を作成した。	就学支援シート回 収率:20%(再掲) 高等学校等への情 報提供件数:10件	教育指導課
1-10 医療的ケア児の支 援体制の整備	常時医療的ケアが必 要な子どもが地域で安 心して暮らしていけるよ う、医療、保健、福祉、教 育等の機関の連携によ る相談・支援体制の構築 を目指します。	—	相談・支援体制の 構築の検討	健康課
		医療的ケアが必要な 小学校就学前の児童が 保育施設の利用を希 望する場合に、相談・支 援を実施した。	医療的ケアが必要 な小学校就学前の 児童が保育施設の 利用を希望する場 合に、相談・支援の 実施。	保育課
		庁内関係部署に対し、 実態把握のための調査 を行った。	関係機関の連携体 制の構築	障害福祉課
		—	関係機関との連携 体制の構築により、 情報共有を図る	教育総務課
	学校教職員に対し、医 療的ケア児に関する情報 提供や研修受講を促し、 医療的ケアに関する理解 を深める取組を行った。	研修受講者がいる 学校数 小学校:2校 中学校:2校	教育指導課	

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付 →p.91	
	児童発達支援	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
	医療型児童発達支援	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害児福祉計画)を参照

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度実施状況	令和5年度目標	担当課
2-1 就労支援事業の充実 〔継続〕	障害のある人の一般就労の機会を拡大するとともに、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	障害者就労生活支援センターにおいて支援を行った。 一般就労者数:31人(参考) 障害者就労生活支援センター登録者数:203人	一般就労者:40人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 〔継続〕	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。 また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	職場体験実習事業 受入協力事業所数:9か所 実習回数:0回 実習人数:0人 庁内実習 実習回数:4回 実習人数:20人	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-3 福祉就労から一般 就労への移行促進 〔継続〕	就労継続支援・就労移行支援事業者や様々な就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促進します。	他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、自立支援協議会就労部会で障害当事者向けセミナーを実施した。 福祉施設からの一般就労者数:8人	福祉施設からの一般就労者:10人	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 〔継続〕	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進します。 また、障害者就労推進・差別解消市内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害のある人の一般就労の促進を図ります。	障害者就労推進・差別解消市内連絡会において各課に協力を要請した。 平成31年度実績 18,427,927円 (前年度比1,660,068円増) 519件(前年度比18件増)	市役所内での調達の促進 調達物品等の増	障害福祉課 各課
2-5 障害者就労施設への支援 〔継続〕	共同作業所連絡会の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組を支援します。	共同作業所連絡会の作品展示のため市役所ロビーを提供した。 実施回数:6回	作品展の実施 事業所の工賃アップ	障害福祉課
2-6 市内事業者における雇用の促進 〔継続〕	市内事業者による障害のある人の雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障害のある人への理解、障害のある人の雇用の促進を図ります。	障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業により、市内事業所に対して障害のある人の雇用に関する以下の働きかけを行った。 助言・支援:12件 新規開拓:1件 前年度のアンケート調査を踏まえ、地域自立支援協議会就労部会で事業者向けセミナーを実施した。	雇用の促進	障害福祉課
2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進	市内の農業分野での障害のある人の就労実習等を促進すること等により、障害のある人の就労と市内農業との連携づくりに取り組み、障害のある人等の働く場所づくりを検討します。	— —	農業分野での就労実習の実施 農業分野で障害のある人等の働く場所づくりを検討する。	障害福祉課 産業振興課
2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等	障害者活躍推進計画を策定し、市役所における障害のある人の雇用の促進を図るとともに、就業者の障害に配慮した就業環境の整備に努めます。	—	国で定められた法定雇用率を達成する。	職員課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	就職支度金給付事業 →p.105	施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 学習機会の保障 〔継続〕	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めていきます。	プラネタリウム観覧料免除(障害者手帳所持者と介助者) 実績:1,187人 (うち介助者481人) トレーニング室の利用料減額(障害者手帳所持者) 実績:延1,099人 市民プールの利用料免除(障害者手帳所持者) 実績:403人 プール利用者の駐車場の利用許可(障害者手帳所持者が運転または同乗の場合)	適切な支援の実施	社会教育課
3-2 障害者青年教室の開催 〔継続〕	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的に開催します。	延参加者数 ビートクラブメンバー: 338人 ボランティアスタッフ: 142人	学習機会の保障	中央公民館
3-3 障害のある人向け 図書館サービス 〔継続〕	通常の方法では図書館資料を利用できない人のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	プライベート資料の作成 3タイトル 録音資料の作成 図書:6タイトル 雑誌:13タイトル 録音・点字図書等の貸出 録音図書等:1,292タイトル 点字資料:10タイトル 宅配サービスの実施: 延12回 視覚障害者用デジタル資料再生機器の館内貸出:213回	継続	中央図書館

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-4 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発 〔継続〕	<p>障害のある人を対象とする事業をスポーツ推進委員において計画し、積極的に実施します。</p> <p>社会教育課事業の中で障害のある人が参加できるスポーツを取り入れるとともに、障害のある人のスポーツの大会や体験教室を開催して、普及・啓発を図ります。</p>	<p>ポッチャ体験 in 東大和、わくわくポッチャ大会(スポーツ推進委員が主催した障害のある人も参加できるスポーツイベント)を実施した。</p> <p>東京都市町村ポッチャ大会(会場:武蔵野市)に東大和市代表として2チームが参加した。</p> <p>みんなでバドミントン in 東大和(障害のある人も参加できるスポーツイベント)を実施した。</p> <p>ふれあい市民運動会(体験コーナーを設け、障害のある人のスポーツの理解を深める取組) ※天候不良により中止</p> <p>東京都車いすバスケットボール連盟と共催して、令和元年度東京都車いすバスケットボール三澤記念大会を開催した。</p>	事業の実施 障害のある人のスポーツの普及・啓発	社会教育課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	自発的活動支援事業 →p.99	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。</p> <p>障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、総合福祉センターは～とふると連携して、市民に広く周知する支援を行います。</p>
	地域活動支援センター →p.104 重点施策3	<p>基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。</p> <p>また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。</p>

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、ない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支える人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりに取り組みます。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人への理解の推進	1-1 障害者週間の周知及び取組	重点施策 1
	1-2 障害のある人への理解のための啓発活動	重点施策 1
	1-3 精神保健福祉普及運動の周知	
	1-4 精神保健講演会の実施	
	1-5 学校における交流及び共同学習等	
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	2-1 障害のある人のためのボランティアの育成	重点施策 3
	2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携	重点施策 3
	2-3 暮らし・しごと応援センターそえるとの連携	重点施策 3
3 安全・安心なまちづくり	3-1 救急直接通報システム事業	
	3-2 住宅火災通報システム事業	
	3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組	
	3-4 防災・防犯のための自助や共助の取組	重点施策 3
	3-5 感染症拡大防止等の取組	

1 障害のある人への理解の推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害者週間の周知 及び取組 〔継続〕 重点施策1	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取組を実施します。	障害のある人への理解を深めるための記事を市報や市ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施した。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害のある人への理解のための啓発活動 〔継続〕 重点施策1	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	障害者週間に合わせて、障害者理解促進事業として以下を実施した。 令和元年12月8日「生きるってこんなに楽しいんだ！～重心、最重度の障害児・者とともに生きる～」をテーマとし、意見交換車いす体験等を実施。 参加者40名程度	催しの実施	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及 運動の周知 〔継続〕	精神保健福祉普及運動について市報等で周知するとともに、それに合わせて精神障害のある人の福祉に関する理解促進の取組を実施します。	市ホームページ及び市報で周知した。	周知の継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の 実施 〔継続〕	市民の心の健康づくり、精神障害のある人への理解促進や協力体制の推進のため、障害当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年1回実施した。	講演会の実施	障害福祉課
1-5 学校における交流 及び共同学習等 〔継続〕	小・中学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等に取り組みます。	副籍交流希望者：36名	副籍を利用している児童生徒の割合：80%	教育指導課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	理解促進研修・啓発事業 →p.99 重点施策1	障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
地域福祉計画	福祉教育の推進	障害のある人や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成

共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、障害福祉分野以外の関係機関等との連携を強化して、地域・環境の醸成に努めます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-1 障害のある人のためのボランティアの育成 〔修正〕 重点施策3	総合福祉センターは～とふるの地域活動支援センターにおいて、障害のある人への理解・ボランティア育成のための講座等を実施します。	障害者理解促進講座「フレイルについて」を令和2年3月に企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。	ボランティアの育成	障害福祉課
2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携 重点施策3	障害のある人と高齢者が同居する世帯の支援において、高齢者ほっと支援センターとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築を目指します。	—	地域生活支援拠点連絡会議による連携	障害福祉課
	高齢者ほっと支援センター職員が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議及び地域生活支援拠点連絡会議に参加し、地域共生社会の構築に向けた連携体制の構築を進めます。	—	相談支援体制の充実	高齢介護課
2-3 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 重点施策3	経済的な課題のある障害のある人の世帯の支援において、くらし・しごと応援センターそえるとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築を目指します。	—	地域生活支援拠点連絡会議による連携	障害福祉課
	くらし・しごと応援センターそえるとの支援において、対象者が障害のある人等である場合、障害福祉課と連携して適切な支援を実施します。	—	障害福祉課と連携し、適切な相談支援を実施する。	生活福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	ボランティア等活動の推進	ボランティア活動や NPO 活動等を支援していきます。 ボランティア活動を希望する人に情報を提供することで、活動を支援していきます。

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、サービスや制度を整え、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

主な取組

項目	内容	平成 31 年度 実施状況	令和 5 年度 目標	担当課
3-1 救急直接通報システム事業 〔修正〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の緊急時における安全確保のため、救急直接通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 18 歳以上のひとり暮らし等の 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人、難病にり患している 18 歳以上のひとり暮らし等の人	利用数:1 世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-2 住宅火災通報システム事業 〔修正〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の火災における緊急時の安全確保のため、住宅火災通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 救急直接通報システム利用で 18 歳以上のひとり暮らし等の 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人	利用数:0 世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組 〔修正〕	平成 26 年 7 月から配布を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	普及講習会については、開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。 実施回数:0 回 登録者数:1,480 人	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-4 防災・防犯のための 自助や共助の取組 〔修正〕 重点施策3	地域自立支援協議会 防災・防犯部会において 地域での障害のある人 の見守りや災害時の障 害のある人の支援の取 組を、警察署や消防署、 地域の団体等と連携し て実施します。	地域自立支援協議会 防災・防犯部会におい て、新型コロナウイルス 感染防止の観点から、警 察の方との懇談会や防 災フェスタへの参加はで きなかったものの、以下 の取組を行った。 防災セミナー「地域の みんなで考えよう！障害 のある方の災害時支援」	警察署、消防署や 地域の団体と連携 した取組の継続	障害福祉課
3-5 感染症拡大防止等 の取組	新型コロナウイルス感 染症等の感染拡大の状 況下においても、障害の ある人が障害福祉サー ビスを安心して利用でき るよう支援を行います。 また、生活様式や生活 環境の変化に不便や戸 惑いを感じている障害 のある人への配慮や援 助が適切になされるよ う、市民に対する理解促 進等に努めます。	—	在宅の障害のある 人や障害福祉サー ビス等事業所への 適切な支援の実施 市民に対する障害 や障害のある人へ の理解促進と情報 発信	障害福祉課
	医療や福祉、介護関係 の事業所等に対して、 「東京都感染拡大防止ガ イドライン」など各種ガ イドラインに沿った感染予 防、感染拡大防止の対策 を促進します。	—	各種ガイドラインに 沿った感染予防、 感染拡大防止の対 策の促進	健康課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	災害時要配慮者対策の推進	災害時における高齢者や障害のある人などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。
	安全・安心を守る環境づくりの推進	交通安全教室や運転者講習会などの実施により、誰もが安心して外出できるよう、交通安全思想の普及に努めるとともに、交通安全施設の整備を関係機関に働きかけていきます。 消費者への啓発・情報提供・相談を通じて、契約トラブルや悪質商法被害の防止に努めていきます。 地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。 災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。 感染症予防、感染症拡大防止対策として、市民、関係団体や福祉サービス事業所への新しい生活様式やガイドラインの周知・啓発を図ります。
	公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	公共施設等の整備について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で福祉のまちづくりの促進に努めます。 歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。 ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけや整備を行い、高齢者や障害のある人などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。 誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。